

すずか応援寄附金（ふるさと納税）返礼品協力事業者募集要項

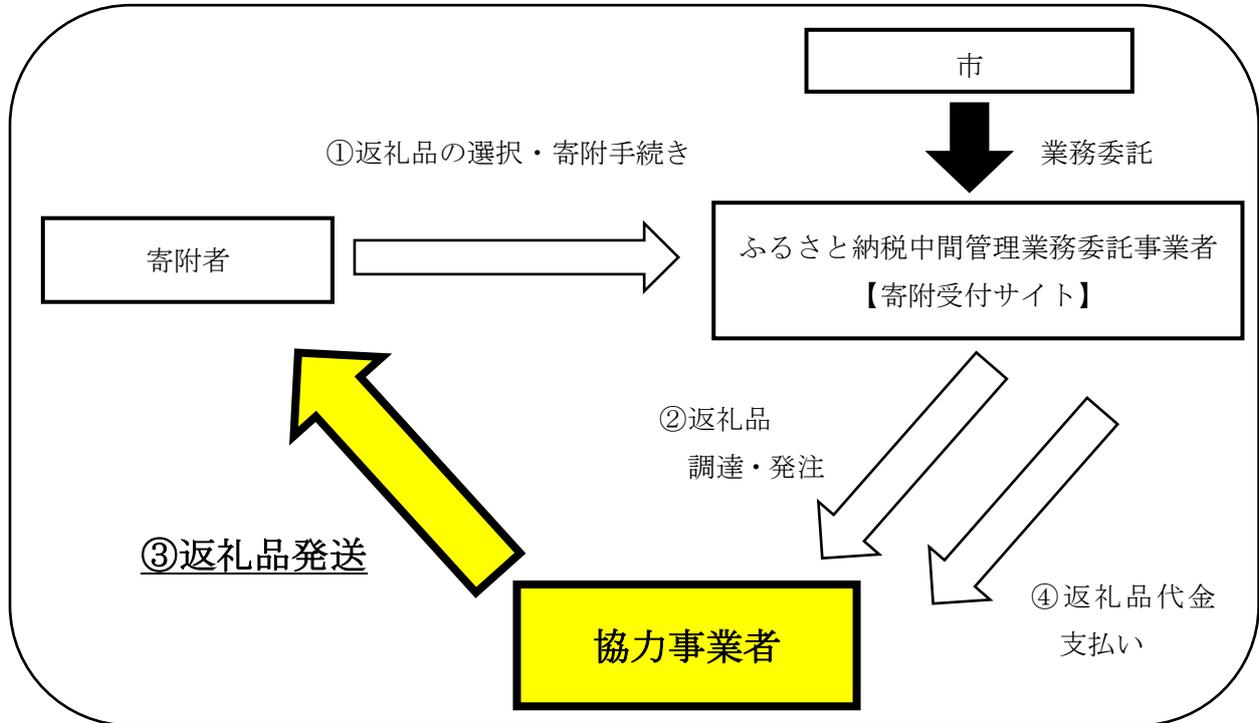
1 目的

鈴鹿市（以下「本市」という。）では、総合計画において「地域資源のブランド力向上と魅力発信」のため、「すずか応援寄附金（以下「ふるさと納税」という。）」と称したふるさと納税制度を推進しています。ふるさと納税を活用した本市の魅力の創造と効果的な情報発信を通じて、交流人口・関係人口の拡大につなげ、にぎわいと活気を創出するため、ふるさと納税制度の趣旨に適した商品やサービス（以下「返礼品」という。）をご提供いただける返礼品協力事業者（以下「協力事業者」という。）の募集を行います。

2 ふるさと納税の運用

- (1) ふるさと納税の返礼品は、寄附者が寄附金額に応じて、本市が契約する寄附受付サイトから、希望する返礼品を自由に選択できる制度を採用しています。
- (2) 本市では、ふるさと納税の効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客情報・配送に係る情報の適正管理、苦情対応等に万全を期すためにふるさと納税中間管理業務を民間事業者（以下「ふるさと納税中間管理業務委託事業者」という。）に委託しています。
- (3) 協力事業者は、次の事項に留意し、ふるさと納税中間管理業務委託事業者とともに、当該制度の円滑な運営に努めることとします。
 - ア 協力事業者とふるさと納税中間管理業務委託事業者において、「ふるさと納税のお礼品にかかる売買基本契約約款」の同意、又は「基本契約書」の締結が必要です。
 - イ 協力事業者が返礼品の新規登録・内容変更・寄附受付停止を希望する場合は、適正な管理等に万全を期すため、事前に本市及びふるさと納税中間管理業務委託事業者による確認・審査があります。
 - ウ 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、速やかにふるさと納税中間管理業務委託事業者へ報告するとともに、真摯に対応し、解決に努めます。

<ふるさと納税の運用イメージ>



3 協力事業者の要件

協力事業者は、次の要件全てに適合していることを原則とします。ただし、これらの要件に適合していても総合的に判断して、本市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、登録できない場合があります。

- (1) 次項「4 返礼品の要件」に適合する商品やサービスを取り扱う企業、団体、個人事業者であること。
- (2) 各種法令（法律、条例、規則等）を遵守した生産、製造、加工及び販売を行っていること。
- (3) 本市から課税される税目について、未納がないこと。
- (4) ふるさと納税中間管理業務委託事業者のシステムの導入及び使用ができること。
- (5) 返礼品の提供に係る問い合わせ、事故及びトラブル（配送に関するトラブル含む）、品質の保証、寄附者からの苦情、損害賠償等の問題が生じた場合に適切な対応が可能であり、またその対応等についてふるさと納税中間管理業務委託事業者へ速やかに報告ができること。
- (6) 本市が求める必要書類の提出ができること。
- (7) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものでないこと。

(8) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

4 返礼品の要件

返礼品は、次の「(1) 品目」のいずれか及び「(2) 返礼品の基準」を満たしていることを原則とします。ただし、これらの要件を満たしていても総合的に判断して、本市が適当でないと認めた場合は、登録できない場合があります。

(1) 品目

ア 商品（例：食料品、装飾品、伝統的工芸品、ご当地グッズ、その他）

イ サービス（例：体験メニュー、施設利用券、その他）

(2) 返礼品の基準

次の要件（アからス）を全て満たしていること。

ア 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準に適合する返礼品とすること。地場産品基準の例として、次の各号のいずれかに該当すること。

一 本市の区域内において生産されたものであること。

二 本市の区域内において原材料の主要な部分が生産されたものであること。

三 本市の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程（イ及び第五号において「製造等」という。）を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するものであること。

ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、三重県内において生産されたものを原材料とするものに限ること。

イ 本市の区域内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明（ロにおいて「証明」という。）が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの

ロ 本市が第一号寄附金の受領に伴い本号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該第一号寄附金の募集を開始する日までに、本市によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの

四 本市の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

五 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリ

ジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するものであること。

イ 形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの

ロ 指定対象期間の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の九月三十日までの間に、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品等の提供によるものを除く。）があるもの

ハ 指定対象期間において、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（返礼品等の提供によるものを除く。）を定めているもの

ニ 指定対象期間において、当該地方団体が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの

六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

七 本市の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。

七の二 本市の区域内に所在する宿泊施設であって、三重県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、三重県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

七の三 本市の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特

定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。)

七の四 本市の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 本市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市町の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 三重県が三重県内の複数の市町(本市を含む)と連携し、当該連携する市町の区域内において前各号のいずれかに該当するものを三重県及び当該市町の共通の返礼品等とするもの

ハ 三重県が三重県内の複数の市町(本市を含む)において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町を認定し、当該物品を当該市町がそれぞれ返礼品等とするもの

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

イ 本市の魅力発信やイメージ向上に資するものであること。

ウ 品質及び数量の面において、年間を通じて安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なもので、期間・数量が明示できる場合は、この限りではない。

エ 賞味期限、消費期限、形状等を踏まえ、全国発送に際し、品質が保持されるものであること。

オ 安心安全に配慮したものであること。

カ 金銭類似性の高いものでないこと。

キ 資産性の高いものでないこと。

ク 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不当競争防止法等の各種法令を遵守していること。

ケ ふるさと納税中間管理業務委託事業者から発注があった場合は、速やかに発送対応が可能であること。

コ 自ら生産、提供する商品やサービス以外を本市のふるさと納税の返礼品として登録する場合には、相手方の同意を得ていること。

サ キャラクター等を使用する場合等、協力事業者以外の第三者が

著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

シ 返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供できること。また、本市の作成するチラシ等への写真掲載に協力できること。

ス 食品取扱事業者の場合、産地名を適正に表示すること。また、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備及び保管を行い、本市が必要と認めるときは、調査（実地調査を含む。）に応じること。

※上記要件は「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成 29 年 4 月 1 日付総税市第 28 号総務大臣通知）、「平成 31 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（平成 31 年 1 月 24 日付総務省自治税務局各課長事務連絡）、「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（令和 7 年 6 月 24 日付総税市第 74 号総務省自治税務局各課長通知）、「平成 31 年総務省告示第 179 号の一部を改正する件」令和 7 年 6 月 24 日付総務省告示第 220 号に基づき、設定しています。

5 寄附金額の設定

返礼品の提供価格（商品代金（梱包含む）の税込金額）及び送料は、本市が負担します。寄附金額については、「平成 31 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（平成 31 年 1 月 24 日付総務省自治税務局各課長事務連絡）に基づき、寄附金額に対して返礼品の提供価格の占める割合が 3 割以内となるよう、次の表に掲げる区分に基づき、本市が設定します。なお、返礼品の提供価格の考え方や表に掲げる区分は、国のふるさと納税制度の改正や本市のふるさと納税の実績を鑑み、随時見直しを行うため、変更となる場合があります。

寄附金額	返礼品の提供価格
10,000 円	3,000 円以下
11,000 円	3,300 円以下
12,000 円	3,600 円以下
13,000 円	3,900 円以下
14,000 円	4,200 円以下
15,000 円	4,500 円以下
16,000 円	4,800 円以下
17,000 円	5,100 円以下
18,000 円	5,400 円以下
19,000 円	5,700 円以下

20,000 円	6,000 円以下
21,000 円	6,300 円以下
22,000 円	6,600 円以下
23,000 円	6,900 円以下
24,000 円	7,200 円以下
25,000 円	7,500 円以下
26,000 円	7,800 円以下
27,000 円	8,100 円以下
28,000 円	8,400 円以下
29,000 円	8,700 円以下
30,000 円以上 (1,000 円刻み))	寄附額の 3 割以下

※その他、高額商品や価格設定区分については個別に要相談とします。

6 協力事業者の特典、効果等

- (1) ふるさと納税制度を通じた新たな販売経路が期待できます。
- (2) 寄附受付サイトに返礼品の画像、返礼品名、協力事業者名等が掲載され商品やサービス及び事業者名の P R が期待できます。
- (3) 本市ホームページ等に寄附受付サイトのリンクを貼り P R を行います。
- (4) 本市のリーフレット等の印刷物に返礼品の画像、返礼品名、協力事業者名等を掲載する場合があります。また、本市がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じてその他の媒体へ情報提供することがあります。
- (5) 返礼品の発送時に、送料に影響しない範囲において、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、販売促進、P R が可能です。

7 個人情報の保護

協力事業者は、返礼品の発送等の業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては「鈴鹿市個人情報保護条例」及び関係法令を遵守し、適切に管理すること。また、寄附者の個人情報は、返礼品の発送以外の目的で使用しないこと。これらは、協力事業者でなくなった場合も同様とします。

8 募集期間等

- (1) 随時申込みを受け付けます。登録を希望する協力事業者は、本市に同意書（別記様式）を提出します。なお、ふるさと納税寄附受付サイトへの掲載（商

品等の受付開始)は、掲載する返礼品について、三重県を經由して総務省に照会し、承認を受ける必要があります。よって、総務省から承認が下り次第、掲載となります。

(2) ふるさと納税中間管理業務委託事業者が指定する様式に記入及び必要書類を添えて、ふるさと納税中間管理業務委託事業者宛に申し込みます。なお、申請に係る一切の費用は、協力事業者の負担となります。

(3) 協力事業者及び返礼品の審査について、本市は、ふるさと納税中間管理業務委託事業者を通じて妥当性を審査し、その結果をふるさと納税中間管理業務委託事業者を通じて協力事業者に連絡します。なお、募集要件を全て満たす場合であっても、必ず協力事業者及び返礼品として認められるものではありません。

9 登録の停止

本市は、登録された協力事業者及び返礼品が次のいずれかに該当すると認められるときは、当該登録を停止するものとします。

- (1) 協力事業者及び返礼品の登録内容に虚偽があったとき。
- (2) 協力事業者及び返礼品の登録内容に変更が生じ、是正等を促しているにも関わらず、それを放置していると判断したとき。
- (3) 協力事業者及び返礼品がこの要項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) 本市、寄附者及びふるさと納税中間管理業務委託事業者に損害を及ぼす行為があったとき。
- (5) 食品返礼品の産地名の不適切な表示を行ったとき。

10 その他

- (1) 寄附者からの商品の品質等の苦情等により、商品の回収及び再配送を行った場合に係る費用、代替品等による補償その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。
- (2) 苦情対応等については、ふるさと納税中間管理業務委託事業者との「ふるさと納税のお礼品にかかる売買基本契約約款」又は「基本契約書」によるものとします。
- (3) 本要項の内容は、国の制度改正等により変更する場合があります。
- (4) (別記様式) 同意書の提出後は、ふるさと納税の運用にあたって、本要項及び同意書記載事項を遵守することとします。

附則

この要項は、令和3年11月11日から施行する。

附則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和5年10月1日から施行する。

附則

この要項は、令和6年6月28日から施行する。

附則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和7年9月1日から施行する。

【問い合わせ・申込先】

必要事項を記入し、下記担当宛てに、電子メールで送付してください。また、質問等問い合わせの場合も、原則として電子メールでお問い合わせください。

(事務担当) 鈴鹿市 産業振興部 商業観光政策課

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

TEL: 059-382-9016 FAX: 059-382-0304

E-mail: shogyokankoseisaku@city.suzuka.lg.jp